

委託契約書（案）

委託業務名 宅配ロッカーオリジナルラッピング事業業務

委託料の額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

契約保証金 金 円

委託の期間 着手 契約日
履行期限 令和6年12月27日

上記の業務委託について、委託者 福島県 を甲とし、受託者 _____ を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（業務委託の仕様等）

- 第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の業務委託を完了するものとする。
- 2 前項の仕様書に明示されていない事項であっても、業務委託の実施に必要な事項であり、かつ、軽微な事項については、乙は甲の指示に従うものとする。

（契約保証金）

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に、委託料の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。
- 2 前項及び第3項の規定は、甲が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号いずれかの規定により契約保証金を免除した場合は適用しない。
- 3 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の5に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 4 契約保証金から生じた利子は、甲に帰属するものとする。

（委託処理状況の報告等）

- 第3条 甲は必要と認めるときは、乙に対して業務委託の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（業務委託の内容の変更）

- 第4条 甲は、必要と認めるときは業務委託の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(乙の請求による履行期限の延長等)

第5条 乙の責めに帰すべき事由により期限内に業務委託を完了する見込がないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲の履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲が期限後相当の期限内に業務委託が完了する見込みがあると認められたときは、甲は、乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)の遅延利息を徴収することを条件として当該期限を延長することができる。

(損害負担)

第6条 業務委託の実施に関し発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務委託を完了したときは、遅滞なく仕様書に掲げる提出書類を、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の書類を受領したときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第8条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的

非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号)第 4 条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 前号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって、契約の目的を達することができないと甲が認める場合。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 10 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙に対して違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 に相当する金額を請求することができる。また、契約解除により、甲に損害が生じた場合、乙に対して甲が算定する損害額を請求することができる。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除されたとき。

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなすものとする。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人。

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律

第 154 号) の規定により選任された管財人。

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 5 条の規定に基づく委託期間の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の委託期間が満了する日の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（一括再委託等の禁止）

第 11 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 12 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（談合による損害賠償）

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償額の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、業務委託上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(補則)

第 16 条 この契約に定めのない事項、及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(契約に係る紛争の解決方法)

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約を証として、本書を 2 通作成し、当事者記名押印のうえ、各 1 通保有する。

令和 6 年 月 日

甲 委託者 住 所 福島県福島市杉妻町 2-16
氏 名 福島県
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 受託者 住 所
氏 名
代表者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

宅配ロッカーオリジナルラッピング事業業務 委託仕様書

この仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が「宅配ロッカーオリジナルラッピング事業業務委託」（以下「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

宅配ロッカーオリジナルラッピング事業業務

2 目的

地球温暖化対策は喫緊の課題であり、気候変動によるさまざまな影響が現れていることから、県では、令和3年2月に「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2050年までに脱炭素社会を実現するという目標を設定している。

近年、ライフスタイルの多様化により、インターネット販売が急速に拡大し、宅配事業者の負担が増えている。宅配便の再配達は、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の増加やドライバーの人手不足を深刻化させるなど、重大な社会問題の一つになっており、国は令和5年6月に関係閣僚会議でとりまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」において、令和6年度に再配達率6%を目指すことを盛り込んでいる。

本業務では、県内小売業者と連携して県が設置する宅配ロッカーのオリジナルラッピングを実施することにより、県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を後押しすることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

4 委託業務内容

受注者は、事業目的を踏まえ、以下の業務を実施すること。

なお、本業務には宅配ロッカーの設置は含まないものとする。

(1) ラッピングデザインの制作

県が設置する宅配ロッカー「PUDOステーション」(Packcity Japan 株式会社)について、3列タイプ及び2列タイプの前面をラッピングするためのデザインを制作すること（別紙1「デザイン制作箇所」参照）。

制作に当たっては、3列タイプ及び2列タイプに共通するデザイン案を3つ程度提示し、デザイン案のコンセプト・考え方をそれぞれ説明するとともに、色・絵柄などの考え方についても言及すること。また、デザインの一部には県が指定するキーメッセージを入れ込むこと。

(2) ラッピングの実施

(1)で制作したデザイン案のうち、県が指定したものについて、ステッカーを製作するとともに、宅配ロッカーのラッピングを実施すること。

(3) 宅配ロッカー台数、ラッピング仕様等

ア 宅配ロッカー台数

- ・ 3列タイプ：7台
- ・ 2列タイプ：28台

イ ステッカーサイズ

- ・ 3列タイプ：パネル大 (H313 mm×W496.5 mm) ×12枚
 パネル小 (H193 mm×W496.5 mm) ×6枚
- ・ 2列タイプ：パネル大 (H313 mm×W496.5 mm) ×8枚
 パネル小 (H193 mm×W496.5 mm) ×4枚

ウ 材質等

- ・ 塩ビ糊付きフィルム
- ・ 表面加工印刷 フルカラーインクジェット出力 ラミネートフィルム
- ・ パネル形状カット

エ デザイン上の注意事項（3列タイプ及び2列タイプ共通）

- ・ 県内小売店舗に設置することを想定しており、景観に十分配慮した色合いとすること。
- ・ パネル大のうち1枚は、操作画面のあるパネルであることに留意するとともに、規定の説明文等が認識できるデザインとすること。
- ・ パネル大のうち1枚は、宅配ロッカーのロゴマーク「PUDO」を入れ込み、操作画面のあるパネルの上部に位置付けること。
- ・ パネル小のうち1枚は、宅配ロッカーの説明文等が記載されることから、規定の説明文等が認識できるデザインとするとともに、操作画面のあるパネルの下部に位置付けること。

(4) ラッピング施工場所

Packcity Japan 株式会社関連会社倉庫（住所：神奈川県横浜市鶴見区大黒町）

※ Packcity Japan 株式会社との各種調整は県側で実施する。

(5) 想定スケジュール

今後の想定スケジュールは以下のとおりである。

なお、設置場所等の状況に応じて、スケジュールの変更もありうることに留意すること。

時期	内容
令和6年 4月	デザイン制作開始
5月	デザイン決定 ステッカー製作① ラッピング① 宅配ロッカー設置①（宅配ロッカー13台程度）
6月	—
7月	ステッカー製作② ラッピング② 宅配ロッカー設置②（宅配ロッカー13台程度）

8月	—
9月	ステッカー製作③ ラッピング③ 宅配ロッカー設置③（宅配ロッカー6台程度）
10月	ステッカー製作④ ラッピング④ 宅配ロッカー設置④（宅配ロッカー3台程度）

5 業務実施体制

- (1) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な知識・能力・経験を有する者を総括責任者として専従させなければならない。なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。
- (2) 本業務の企画運営スケジュールの管理を適切に行うこと。
- (3) 発注者と随時打合せを重ね、無理のないスケジュールで進めることができるよう努めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた時は、双方協議の上、決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

6 権利の帰属

- (1) 本事業により作成した各種成果物等に関する一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 上記(1)の成果物等は、発注者がホームページ、ポスターやパンフレット等への掲載、また発注者が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、発注者が二次使用するにあたり、乙は第三者の有する著作権その他権利を侵害することがないように、必要な許諾を得るものとする。

7 提出物

- (1) 業務着手届（第1号様式）
 - ※ 任意様式により工程表及び責任者・担当者一覧を添付すること。
- (2) 成果品等
 - ア 業務完了届（第2号様式）
 - イ 業務実績報告書（第3号様式）
 - 実施した業務内容についてまとめた報告書を作成し提出すること。
 - ウ その他
 - その他提出物については発注者と協議すること。
- (3) 提出方法
 - 紙媒体で各1部提出すること。また、関係する電子データをDVDで納品すること。
 - なお、電子データの納品に当たってはPDF形式のものに加えて、WORD、EXCEL、

POWERPOINT、ILLUSTRATOR 形式等の編集可能なものも含めること。

(4) 提出先

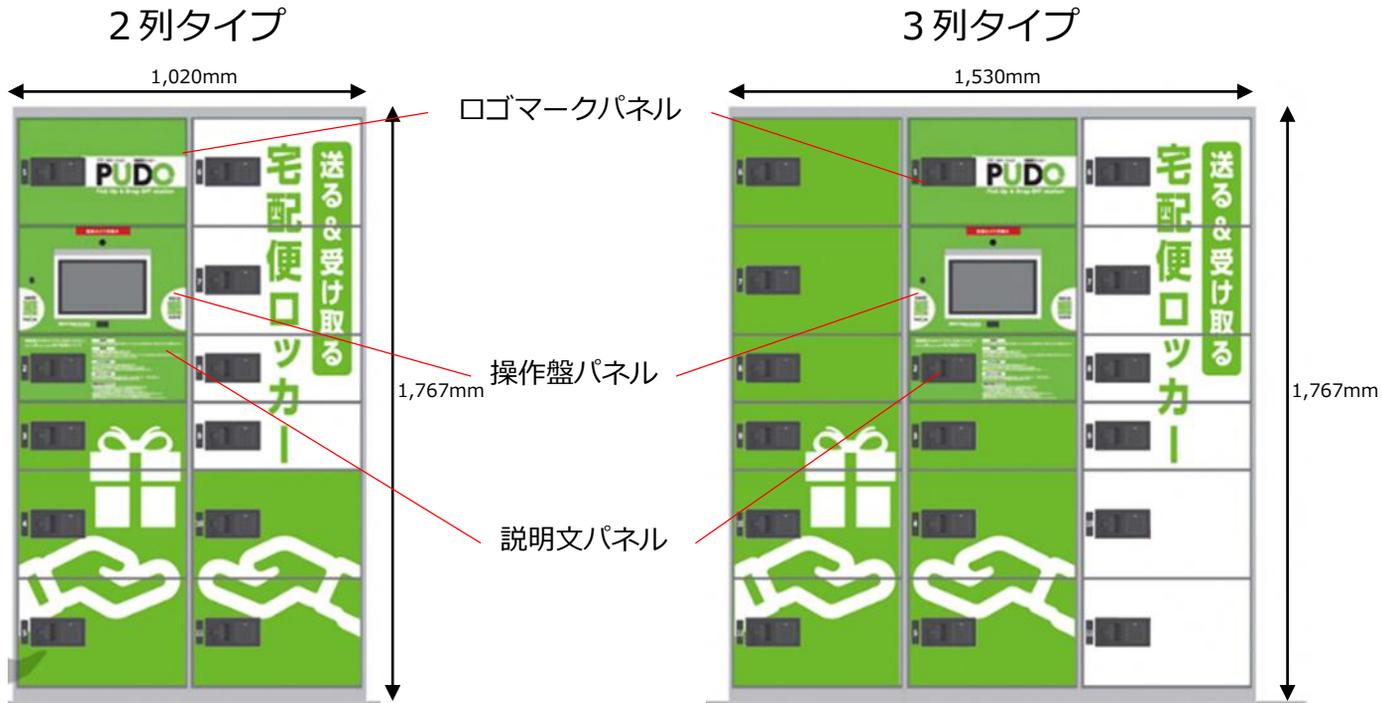
福島県環境共生課

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の期間中、発注者との間で随時打ち合わせを行うこと。
- (2) 必要な資料及び情報の収集等は業務に含まれる。なお、本業務の遂行上必要なものとして関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を県に連絡した上で行うこと。
- (3) 業務に係る記録については、HP や報告書等で外部公表する可能性があるため、関係者から事前に了承を得ておくこと。
- (4) 業務の実施に当たり、知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書で数量等が不明瞭な項目については、別紙2「宅配ロッカーオリジナルラッピング事業業務委託設計書」に基づくこと。
- (6) 事業実施の結果、別紙設計書に掲げた数量と異なる項目等が発生した場合、委託契約書第4条の規定により、変更契約を締結すること。

宅配ロッカーオリジナルラッピング事業業務委託仕様書 デザイン制作箇所

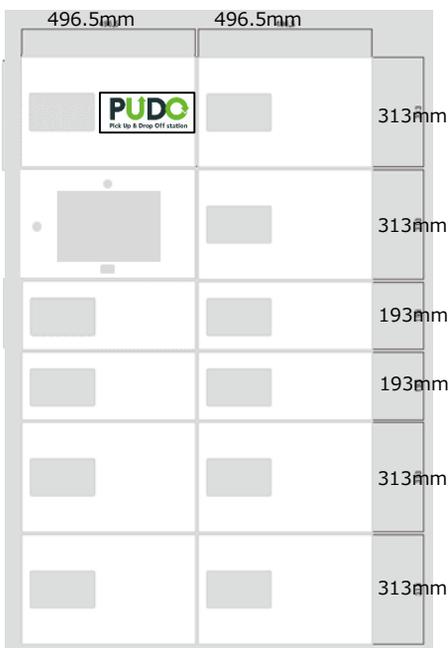
<設置する宅配ロッカーのイメージ> PUDOステーション



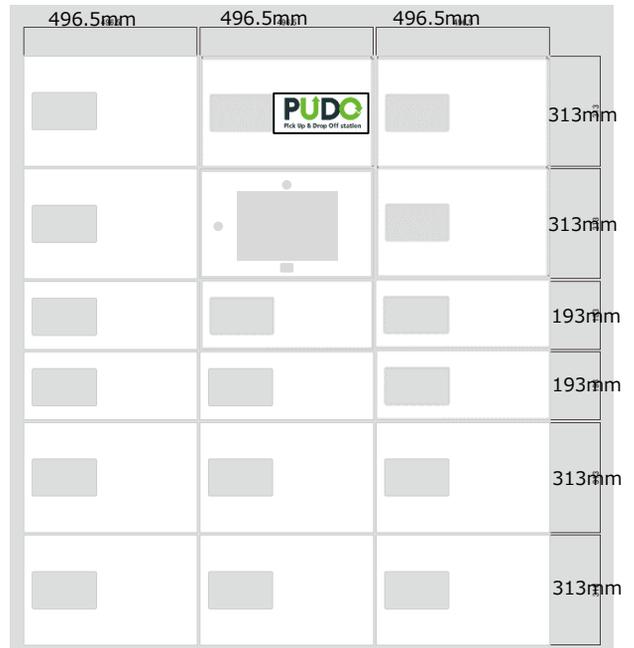
<デザインをお願いする部分>

※ 「PUDO」ロゴ部分を除いた白塗り部分のデザインをお願いします。

2列タイプ



3列タイプ



宅配ロッカーオリジナルラッピング事業業務委託設計書

事業費	積算	備考
(1) デザイン製作		
○デザイン制作費		
2列ロッカー版	円 × 1 式 = 円	
3列ロッカー版	円 × 1 式 = 円	
	小計	円
(2) 印刷・ラッピング		
○印刷経費		
ステッカー制作 (2列版)	円 × 28 台 = 円	
ステッカー制作 (3列版)	円 × 7 台 = 円	
○ラッピング経費		
ラッピング (2列版)	円 × 28 台 = 円	
ラッピング (3列版)	円 × 7 台 = 円	
	小計	円
事業費計		円
諸経費	円 × 1 式 = 円	
小計		円
小計 (まるめ)		円
消費税	円 × 10 % = 円	
合計		円

第1号様式（仕様書7（1）関係）

業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け
出ます。

記

- 業務名 宅配ロッカーオリジナルラッピング事業業務
- 委託料の額 金 円
- 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 6年12月27日

業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事 様

受託者 住所
名称
代表者

印

宅配ロッカーオリジナルラッピング事業業務の実績について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 事業着手年月日 令和 年 月 日
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日

業務実績報告書

令和 年 月 日

福島県知事 様

住所

名称

印

宅配ロッカーオリジナルラッピング事業業務の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施期間 契約日から 令和 年 月 日まで
- 2 事業実施内容

- 3 添付資料